

## 豊明市社会福祉協議会会長表彰要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉の増進に寄与し、その功績が顕著なものに対し、豊明市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）がこれを表彰し、又は感謝の意を表するものである。

(表彰の場所)

第2条 豊明市社会福祉大会又は社会福祉協議会評議員会

(表彰の対象)

第3条 会長が表彰するものは、次の各項に定めるものとし、それぞれの表彰に該当する条件を有し、その職が重複する場合は、就任年月の最も早いものとする。

(1) 民生児童委員、保護司、更生保護女性会員、障害者相談員、共同募金委員会役員並びに評議員、少年補導委員、社会福祉協議会役員並びに評議員

ア 現職であって、その在職期間が10年以上であり、社会福祉の増進に功績が顕著であるもの。ただし、在職期間が中断されている場合は通算する。

イ 内申をするものは各所属長とする。

(2) 福祉団体の役員

ア 表彰の対象者は、市内の福祉団体の最高議決会議（総会を除く）の構成員とする。

イ 現職であって、その在職期間が12年以上であり、社会福祉の増進に功績顕著であるもの。ただし、在職期間が中断している場合は通算する。

ウ 内申をするものは各団体長とする。ただし、団体長は、会長が内申する。

(3) 社会福祉施設団体の役員等

ア ここでいう施設とは、社会福祉法第2条に規定され、かつ民間の社会福祉施設とする。

イ 現職であって、その在職期間が12年以上であり、社会福祉に対する功績が顕著であるもの。

ウ 内申をするものは各団体長とする。

(4) 里親

ア 現在里親であって、その養育期間が10年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算する。

イ 内申をするものは豊明市福祉事務所長（以下「所長」という。）とする。

(5) 相談員

ア 相談員とは福祉関係の業務にあたるものをいう。

イ 現職であって、その在職期間が15年以上であること。ただし、在職期間が中断されている場合は通算する。

ウ 内申をするものは所長又は会長とする。

(6) 心身障害者・高齢者の介護者

- ア 愛知県に住所を有する要介護心身障害者や高齢者の排便、食事、入浴、外出など身のまわりの介護に献身的に従事している者
- イ 在宅介護の期間が、おおむね7年以上と認められる者で、現に介護に従事しているもの
- ウ 要介護心身障害者又は要介護高齢者との関係が良好に維持され、他の模範であると認められる者
- エ 内申をするものは、所長とする。

(7) 職員

- ア ここでいう職員は、正規に採用された職員とし、臨時及び嘱託職員は除くものとする。
- イ 表彰の時期は、職務に精励し、その勤続年数が35年以上在籍し、55歳以上の者とする。

(8) 除外条件

本条中第1号から第5号までの対象者のうち、次の各号に該当するものは除外する。

- ア 社会福祉功労者として、県知事表彰を受けたもの
- イ 社会福祉功労者として、県社協会長表彰を受けたもの

(感謝の対象)

第4条 会長が感謝の意を表するものは、次の各項に定めるものとし、それぞれ該当の条件を有し、その職が重複する場合は就任年月の最も早いものとする。

(1) 民生児童委員、保護司、更生保護女性会員、障害者相談員、共同募金委員会役員並びに評議員、少年補導委員、社会福祉協議会役員並びに評議員

- ア 現職であって、その在職期間が5年以上であり、社会福祉の増進に功績が顕著であるもの。ただし、在職期間が中断されている場合は通算する。
- イ 内申をするものは各所属長とする。

(2) 福祉団体の役員

- ア 感謝の対象者は、市内の福祉団体の最高議決会議（総会を除く）の構成員とする。
- イ 現職であって、その在職期間が6年以上であり、社会福祉の増進に功績顕著であるもの。ただし、在職期間が中断している場合は通算する。
- ウ 内申をするものは各団体長とする。

(3) 社会福祉施設団体の役員等

- ア 施設とは、社会福祉法第2条に規定され、かつ民間の社会福祉施設とする。
- イ 現職であってその在職期間が6年以上であり、社会福祉に対する功績が顕著であるもの。
- ウ 内申をするものは各団体長とする。

(4) 相談員

ア 相談員とは福祉関係の業務にあたるものとする。

イ 現職であって、その在職期間が6年以上であること。ただし、中断されている場合は通算する。

ウ 内申をするものは所長とする。

(5) 浄財寄付者

社会福祉協議会（以下「本会」という。）に金20万円相当以上の金品を寄付したも  
の又は本会に5年以内に通算して金20万円相当以上の金品を寄付したもの。

(6) その他、社会福祉事業の進展に寄与したもの。

ボランティアグループ及び個人ボランティアで4年以上活動を続け、社会福祉に  
多大の貢献をし、現に活動中であるもの。

(7) 除外条件

本条中第1号から第4号までの対象者のうち、次の各号に該当するものは除外す  
る。

ア 社会福祉功労者として、県知事感謝を受けたもの

イ 社会福祉功労者として、県社協会長感謝を受けたもの

(8) 会長が特に社会福祉に功績顕著と認めた場合は、会長が直接選考することがある。

(内申及び推薦)

第5条 内申及び推薦は、別記様式にて申請するものとする。

(基準日)

第6条 基準日は毎年10月1日とする。ただし、第4条第5号に規定する浄財寄付者に  
ついては除く。

附 則

1 昭和51年4月1日施行の要綱は廃止する。

2 この要綱は昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成2年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は平成4年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成8年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成13年10月16日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(廃止規定)

2 平成16年4月1日施行の要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。